（外国税額控除に関する経過措置）

第十条　新所得税法第九十五条第七項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（確定所得申告を要しない場合に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第百二十一条第三項の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第百六十二条第二項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第百六十五条の五の三の規定は、恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第十四条　新所得税法第百六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第百九十条及び別表第二から別表第五までの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十五条の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同条第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書について適用する。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第百九十八条第七項の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（源泉徴収等を要しない公的年金等に関する経過措置）

第十七条　新所得税法第二百三条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十八条　新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十九条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等の定義に関する経過措置）

第二十条　新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四及び第十二号の十六から第十二号の十八までの規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第二条第十二号の十九の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　前項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（平成三十年十二月三十一日において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項において「旧恒久的施設」という。）を有していた外国法人であって、新法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項及び次項において「新恒久的施設」という。）に該当するものを有していなかったものをいう。）又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人（同日において旧恒久的施設を有していなかった外国法人であって、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。次項において同じ。）に係る法人税法、地方法人税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第十条の三第三項	恒久的施設を有する外国法人	旧恒久的施設を有していた外国法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二十一条第二項（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。以下同じ。）
	当該	当該旧恒久的施設を有していた
	なる日	なる日の前日
法人税法第十条の三第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）
	おいて恒久的施設	おいて改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設（以下「旧恒久的施設」という。）
	当該外国法人	当該恒久的施設を有しない外国法人
法人税法第十四条第一項第二十三号	恒久的施設を有しない	旧恒久的施設を有していなかつた
法人税法第十四条第一項第二十四号	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	なつた日まで	なつた日の前日まで
	の翌日から	から
法人税法第百四十二条の八第一項	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	恒久的施設の	旧恒久的施設の
	日の	日の前日の
	恒久的施設に	旧恒久的施設に
	、当該	、当該旧恒久的施設を有していた